

令和8年度 行政監査に関する報告書

令和8年度 行政監査に関する報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

第3 監査の目的

公金については、法令や規則等に基づく処理が義務付けられており、また、会計管理者による審査、監査委員による監査や検査が行われている。

一方、職員が業務の必要性から取り扱っている公金以外の金銭、いわゆる準公金については、地方自治法及び市の財務規則等の適用外であり、監査委員による財務監査の対象外となっている。

しかし、その取扱いについては公金と同様に適正になされなければならない、不適切な事案が発生した場合には、担当職員のみならず、市の管理責任が問われることとなる。

昨年度、本市において、本市職員が管理していた複数の準公金を私的に流用するという事案が発生した。この事件発生の要因のひとつに、準公金の管理体制が不十分であったことが考えられる。

そこで、本市における準公金の管理等の実態の把握とリスクを洗い出し、今後の業務改善にむけた方向性を示すことを目的として監査を実施した。

第4 監査の対象

全部局について、令和7年4月1日から令和8年2月28日までにを行った準公金の出納、管理等の事務を対象とした。

なお、準公金のうち、今回の監査対象としたものは以下のものである。

- ・各課で業務上扱う実行委員会、協議会、その他団体に属する金銭
（「実行委員会等に属する準公金」という。）
- ・各課で業務上一時保管する金銭（拾得金、遺留金、募金 等）
（「一時保管金等」という。）

第5 監査の方法

全部局に対し調査票による照会を行い、あわせて関係資料の提出を求める。
（出納簿の写し、入出金に係る証拠書類 等）

提出された調査票をもとに、下記の着眼点に基づき監査を実施した。
また、必要に応じて、実地調査及び職員からの聞き取りを行った。

第6 監査の着眼点

- ① 保有している準公金の形態について（現金・預金・切手 等）
- ② 準公金は適切に保管されているか
- ③ 準公金の保管場所の施設状況
- ④ 準公金の入出金については複数人で行っているか
- ⑤ 準公金を管理している通帳について、キャッシュカードを保有しているか
- ⑥ 準公金について出納簿を作成しているか
- ⑦ 準公金の出納に関する証拠書類（請求書・領収書等）は保管しているか
- ⑧ 令和6年度決算書類は作成されているか
- ⑨ 準公金を保有する団体構成員による監査を実施しているか
- ⑩ 準公金の取扱いに関する要領やマニュアル等はあるか

第7 監査の結果

1. 準公金の取扱い状況

区分	所属数	構成比
取り扱っている	17	37.8%
取り扱っていない	28	62.2%
合計	45	100%

準公金を取り扱っている所属数は45所属中17所属（37.8%）であり、取り扱っていない所属数は28所属（62.2%）であった。

2. 保管している準公金の形態について（複数回答）

2-1 実行委員会等に属する準公金の保管形態

区分	準公金数	構成比
預金	21	65.6%
現金	8	25.0%
切手	3	9.4%
合計	32	100%

実行員会等に属する準公金については、預金での保管が65.6%と最も多く、現金については、25.0%であった。

また、各団体や委員会宛に通知文を郵送するため、切手の取り扱いもあった。

2-2 一時保管金等の保管形態

区 分	準公金数	構成比
預 金	2	11.8%
現 金	15	88.2%
合 計	17	100%

一時保管金等については、現金での保管が88.2%と最も多かった。

3. 通帳・現金・通帳印の保管状況について

3-1 実行委員会等に属する準公金に関する通帳・現金・通帳印の保管場所

区 分	準公金数	構成比
別々に保管	3	14.3%
同一の場所に保管	18	85.7%
合 計	21	100%

実行委員会等に属する準公金の通帳や印鑑、現金の保管場所については、「同一の場所に保管が」が85.7%、「別々に保管」が14.3%だった。

3-2 実行委員会等に属する準公金に関する通帳・現金・通帳印の保管者

区 分	準公金数	構成比
別人で保管	2	9.5%
同一人で保管	19	90.5%
合 計	21	100%

実行委員会等に属する準公金の通帳や印鑑、現金の保管者については、「同一人で保管」が90.5%、「別人で保管」が9.5%であった。

3-3 一時保管金等の保管状況

区分	所属数	構成比
担当者で保管	15	88.2%
所属長で保管	2	11.8%
その他	0	0.0%
合計	17	100%

一時保管金等の保管状況は、「担当者で保管」が88.2%、「所属長で保管」が11.8%であった。

4. 保管場所の施錠状況について

4-1 実行委員会等に属する準公金の保管場所の施錠状況

区分	通帳	現金	通帳印	構成比
有り	16	5	17	76.0%
無し	5	3	4	24.0%
合計	21	8	21	100%

実行委員会等に属する準公金の通帳や印鑑、現金の保管場所における施錠状況は、「施錠有り」が76.0%で「施錠無し」が24.0%であった。

4-2 一時保管金等の保管場所の施錠状況について

区分	所属数	構成比
有り	15	88.2%
無し	2	11.8%
合計	17	100%

一時保管金等の保管場所の施錠状況については、「施錠有り」が88.2%、「施錠無し」が11.8%であった。

5. 準公金の入出金にかかる複数人による確認について

5-1 実行委員会等に属する準公金の入出金における複数人での確認について

区分	件数	構成比
有り	11	52.4%
無し	10	47.6%
合計	21	100%

実行委員会等に属する準公金について、入出金を行う際に複数人での確認を行うかについては、「有り」が52.4%、「無し」が47.6%であった。

5-2 一時保管金等の入出金における複数人での確認について

区分	件数	構成比
有り	12	70.6%
無し	5	29.4%
合計	17	100%

一時保管金等の入出金における複数人での確認については、「有り」が70.6%、「無し」が29.4%であった。

6. キャッシュカードの保有状況について

区分	準公金数	構成比
有り	1	4.8%
無し	20	95.2%
保有しているが未使用	0	0.0%
合計	21	100.0%

キャッシュカードの保有状況については、「無し」が95.2%で「有り」が4.8%であった。

7. 出納簿等の作成状況について

7-1 実行委員会等に属する準公金にかかる出納簿の作成状況

区分	件数	構成比
有り	19	90.5%
無し	2	9.5%
合計	21	100%

実行委員会等に属する準公金にかかる出納簿については、「作成有り」が90.5%、「作成無し」が9.5%であった。

7-2 一時保管金にかかる出納簿や保管記録等の作成状況

区分	件数	構成比
有り	12	70.6%
無し	5	29.4%
合計	17	100%

一時保管金にかかる出納簿や保管記録簿については、「作成有り」が70.6%、「作成無し」が29.4%であった。

8. 実行委員会等に属する準公金における証拠書類の保管状況について

区分	件数	構成比
有り	21	100.0%
一部無し	0	0.0%
無し	0	0.0%
合計	21	100%

実行委員会等に属する準公金について、請求書や領収書等の入出金に関する証拠書類の保管がなされているかを確認したところ、すべての準公金について「(保管)有り」との回答であった。

なお、保存期間については特に定めていないところが多く、「10年」と定めているものが5件、「5年」と定めているものが8件であった。

9. 令和6年度決算書類の作成状況について

区分	件数	構成比
有り	21	100.0%
無し	0	0.0%
合計	21	100%

実行委員会等に属する準公金については、すべて決算書が作成されていた。

10. 実行委員会等に属する準公金について、構成員等による監査の実施状況

区分	件数	構成比
有り	19	90.5%
無し	2	9.5%
合計	21	100%

実行委員会等に属する準公金について、構成員等による監査が実施されていたのが90.5%、実施されていないのが9.5%であった。

11. 実行委員会等に属する準公金に関する取扱要領（マニュアル等）について

区分	件数	構成比
有り	3	14.3%
無し	18	85.7%
合計	21	100%

実行委員会等に係る準公金に関する取扱要領（マニュアル等）については、「無し」が85.7%、「有り」が14.3%であった。

第8 監査意見

監査の着眼点に沿って準公金の取扱いについて監査した結果、改善・検討すべき点が次のとおり認められた。

今後は、以下の事項に留意して業務改善を図り、準公金の適正管理に努められたい。

(1) 通帳、現金、通帳印の保管について

準公金を保管する通帳や通帳印、現金について、同一の場所に同一の保管者によって管理されている事例が多くみられた。

今回の本市職員による準公金の着服事案についても、準公金の通帳や印鑑がすべて同一の場所で保管されており、担当者のみによって管理されていたことで、不正が発生しやすい状況であったと考えられる。

準公金の管理にあたり、特に通帳と届出印については、それぞれ別の保管場所により管理するよう、徹底していただきたい。

また、保管場所の施錠については、多くの所属課においてきちんと施錠し管理をしているが、施錠管理されていない所属課もみられた。盗難防止の観点からも、準公金に関する通帳、届出印、現金の保管については、施錠管理の徹底に努められたい。

(2) 入出金にかかる確認について

準公金の入出金にあたっては、事故防止の観点からも担当者一人による入出金を行うのではなく、収入・支出伝票等の意思決定文書を作成し決裁を受けるなど、担当職員以外の職員の確認を行うことが望ましい。

(3) キャッシュカードの保有について

準公金に関するキャッシュカードについては、1件の保有があった。

ただし、そのキャッシュカードについても、3月中に金融機関へ返却したとのことである。

キャッシュカードについては、入出金が容易にできる一方、不正利用等のリスクを伴うことから、作成しない方が望ましい。やむを得ず作成が必要な場合は、必要性について十分検討し、明確なルールを定めて運用していただきたい。

(4) 出納簿の作成について

出納簿は、出入金や通帳との残高の照合、決算書類作成の基礎として必要なものである。実行委員会等に属する準公金についてはほぼ作成されていたが、頻繁に入出金を行わない一時保管金等の準公金についても、作成することが望ましい。

また、出納簿と通帳の残高の照合確認を月1回等の頻度で実施するなど、適切な出納事務を行うように努められたい。

(5) 証拠書類の保管・保存について

実行委員会等に属する準公金については、そのすべてについて証拠書類等の保管を行っていた。

ただし、保管期間について明確なルールがないため、市の文書保存年限等を参考に、管理ルールを決めることが必要である。

(6) 構成員等による監査の実施

実行委員会等に属する準公金を取扱う場合、収支決算書を作成し、監事による監査を実施することは、不正行為の抑止、出納事務の事務的誤りの防止の観点からも必要不可欠である。

監査を実施していない準公金については、監査の実施体制を整えていただきたい。

(7) 取扱要領の策定

準公金の取扱いについては、ほとんどの所属課で要領等が作成されていなかった。準公金の適切な事務執行を担保し、会計事務の透明性を高めるためにも、取扱要領等の作成について対応を図られたい。

第9 むすび

今回の行政監査は、市職員による準公金の着服という不祥事が発生したことから、本市における準公金の管理の状況について監査し、今後の適正な準公金の取扱いに資す

ることを目的として実施した。

今回の監査結果をふまえ、監査対象となった準公金だけでなく、すべての準公金について所属課において再点検し、より適正な事務が行われるよう努められたい。

また、市としての準公金に関する統一的で実効性のある取扱要領や処理基準を整備することで、準公金の適正な管理を確保できる体制を確立するよう要望し、むすびとする。